令和８年度第１回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会　会議録

１　開催日時

令和８年７月 23 日（木）18 時 30 分から 20 時 30 分まで

２　開催場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる　会議室１

３　出席者（敬称略・五十音順）

朝比奈伸江、五十畑美濃、江原勝幸、梶山香織利、小久江陽子、木村綾、黒澤幸夫、齋藤朝子、末吉喜恵、深澤啓子、松浦まり子

４　傍聴者：なし

５　会議内容

（１）開会

（２）福祉総務課長挨拶

（３）議事

［審議事項］

第４次地域福祉計画の実績報告について

第４次地域福祉計画後期実施計画の策定について

［報告事項］

重層的支援体制整備事業実施計画の見直しについて

（４）閉会

［審議事項］

第４次地域福祉計画の実績報告について

○事務局　　静岡市福祉総務課の田代と申します。座って説明をさせていただきます。それでは第４次地域福祉計画の実績についてご報告申し上げます。

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉推進に関する事項を定めた計画です。本市では、この地域福祉計画と社会福祉法人静岡市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が両輪となる形で、総称して静岡市地域福祉基本計画としております。

計画期間は 2023 年（令和５年）から 2030 年（令和 12 年）の８年間、そのうちの４年間を前期・後期と分け、より具体的な個別事業や成果指標等を定めた実施計画を策定し、令和７年度はこの前期３年目、今年度が前期４年目となり、来年度以降につきましては、必要な見直しを行い、後期実施計画を策定していくという流れになります。後期実施計画の件につきましては次の審議事項にて説明をさせていただければと思っております。

改めまして、本計画は、「誰もがここで暮らし続けたいと思う地域を目指して」を基本理念に「１　育む～意識づくり～」「２　寄り添う～しくみづくり～」「３　参加する～場づくり～」「４　活かす～人づくり～」「５　続ける～つ

ながりづくり～」以上の５つを基本目標とし、さらにそれぞれの取組の視点が全部で 14 となります。こちらは計画の冊子の方にもございますのでまたご覧いただければと思っております。

例年は、この基本目標一つ一つについて、本市から説明、報告を行い、委員の皆様からのご意見を頂戴する流れで進めてまいりましたが、本日は報告事項を含む審議事項が多いことから、まとめて説明をさせていただきます。

それでは本日の資料 1－1 の３ページをお願いします。例年同様に、この各事業一つ一つを５段階で評価し、基本目標ごとの総合評価を３段階で評価しております。評価の概要につきましては、４ページをお願いします。令和７年度は全部で 173 の事業について評価をしているところです。５ページ目以降に、基本目標ごとの評価を行っております。なお、各項目の２重点施策、３取組状況、５課題、６今後の取組方針の中に記載している No.は資料 1－2、1－3 にあります各事業のナンバーとなります。これらについても本来であれば一つ一つ丁寧にご説明すべきところではあるのですが、事業が 173 と多岐にわたることから、改めて委員の皆様がご確認いただいたときに、「この事業はそもそも何だっけ」、「具体的にどうだっけ」というものがあるかもしれません。この場でお答えできるものについては、お答えをさせていただければとは思っておりますが、この計画自体が福祉総務課だけではなく、行政のいろんな部局所管の事業を集約しているため、内容によっては即答しかねる場合がございます。その場合については、改めてその所管部局に確認した後に、別途回答させていただきますので、あらかじめご了承いただければと思います。

全体的な評価としまして、５つの基本目標ごとの総合評価としましては、「１育む～意識づくり～」は全 22 事業ありまして、総合評価としては 4.14 点、「２寄り添う～しくみづくり～」は、全 79 事業ありまして、総合評価 3.90 点、「３参加する～場づくり～」は全 27 事業、総合評価 3.67 点、「４　活かす～人づくり～」は全 25 事業、総合評価 3.92 点、「５　続ける～つながりづくり～」は全 18 事業、総合評価 3.94 点となりました。以上全ての基本目標に対する総合評価は 3.5 点を上回り、Ａ評価となりました。

時間の都合もございますが、ここで２点ほど具体的な事業についてご報告をさせていただければと思います。資料 1-1 の７ページをお願いします。２番の重点施策で挙げている No.28 成年後見制度利用促進事業についてです。本計画では成年後見人等への報酬費助成と専門職による相談会の実施を挙げております。報酬費助成については令和７年度 177 件、3,045 万円余の助成となっており、令和６年度実績 160 件、2,390 万円余となっておりますので、より多くの方から利用申請があったと認識をしております。専門職による相談会は委託として静岡市社会福祉協議会にお願いしているもので、予約制ではありますが、相談枠に対する予約率は約８割と高いものとなりました。今後については、本制度は今年国会で話題となりましたが、大きく制度変更を今後見据えておりま

すので、関係機関との情報共有や連携は今まで以上に重要になってくるものと考えています。

２つ目としまして、13ページの重点施策として挙げているNo.155民生委員・児童委員研修についてです。民生委員・児童委員につきましては昨年12月に一斉改選が行われ、現時点で就任１年未満の新人委員から複数期に渡り活動頂いている中堅～ベテラン委員、様々な方がいらっしゃいます。研修事業は各属性(年数や部会の役割)に応じたものを提供し、現場活動に必要な知識・技術の習得に繋がりました。仕事をしながら活動されている方も多いため、今後については、既に実施しているところですが、オンライン研修を提供することで委員の方々の物理的な負担軽減に努めてまいります。また、全国的にも民生委員など様々な役割を担う方のなり手不足が話題となっていますが、少しでも負担を軽減し、門戸を広げていけるよう努力をしていきたいと思います。

ここまでが令和７年度の実績報告となります。令和８年度は前期実施計画の最終年度となりますので、基本的には現在登載している各事業を引き続き実施し、それに対する評価をしていくものとなります。ただ、次の審議事項でも触れますが、今年３月に「第５次静岡市総合計画」が策定されました。その中で見直しが行われた大きなポイントとして、いわゆる政策集型(アウトプット型)から、成果志向型(アウトカム型)へ見直しが行われました。例えば、「○○の道路を整備する」というものが政策集型なのに対し、「○○の道路を整備したことにより、渋滞が緩和され、移動時間が短縮された」というような市民の生活にどのような利益や利便につながるかという視点に基づく考え方が成果志向型です。第５次静岡市総合計画による見直し内容を踏まえ、本計画の前期最終年度となる今年度については、先に述べたとおり、登載する事業に変更はありませんが、可能な限り成果指標を単に事業を実施したというものではなく、成果志向型として対応してまいりたいと考えています。その一覧が資料1-3となります。個別の紹介は割愛しますが、福祉分野においては、政策によって成果志向型にしにくい内容もありますが、そもそも事業を行う背景として様々な社会的課題が存在し、その課題に対して一定の解決をするための手段として各政策を行政が実施するものと考えます。その各政策を実施することで市民等にどのような影響を与えるものかを可能な限り表記したものとなります。これらを中心に今年度分については、関係部署と連携して進めていきたいと考えております。

令和７年度の実績及び令和８年度の実施方針についての報告・説明は以上となります。どうぞ、よろしくお願いします。

○江原会長　ありがとうございました。ただいまの説明がございましたが、これらについてご質問、ご意見等よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○末吉委員　ご説明ありがとうございました。一つ質問なんですが、13ページ民生委員児童委員の研修について、12月に改選が行われて、新人、中堅、ベテランの方がいらっしゃるようですが、平日に行われる研修への参加が負担でオンラインを

導入するということで、今後どのような形をとられるのか教えていただきたいです。

また、民生委員は高齢の方も多いので、どのような指導をし、どんなデバイスを用いるのか教えていただきたいです。最後にもう一点が、一斉改選をされて必要な民生委員の枠に対して何％ぐらいの方が着任されているのか教えていただけたらと思います。

○事務局　ご質問ありがとうございます。まず一つ目の民生委員研修のオンラインについてなんですが、昨年度から開始しております。集合研修を基本としていますが、研修の様子を動画撮影し、後日市の公式 YouTube にアップして、欠席された民生委員さんにリンク先のアドレスを送付し、いつでも動画を見られるようにしています。

また、このオンラインについて昨年 Min-Link という、市の簡単なシステムを用いた民生委員専用のポータルサイトを作成しました。毎月の会議の資料や周知したいチラシ等を掲載しており、この中に、研修の資料や動画も併せて掲載をしております。今後はハイブリッド形式も検討していきたいと思っておりますが、基本的には集合で研修を行い、いつでも資料や動画が見られるよう整えております。

もう 1 点、民生委員の欠員についてですが、現在、定数が 1,212 人に対して、直近の数字で 1,128 名の民生委員さんがいらっしゃいます。定数に対して全員いる場合が 100％なのに対して、充足率は約 93％であり、空きがある地区は 7％という状況でございます。

○江原会長　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○黒澤委員　今説明があった Min-Link について、実際に我々が推薦されるのは、自治会や町内会の方からなので、なり手不足から考えるともっと宣伝した方が良いと思います。手始めには、自治会や町内会の方に、Min-Link のパスワードを伝えて、見てもらうことについては、どうお考えでしょうか。

○事務局　民生委員のポータルサイトの一般公開についてなのですが、こちらに掲載している内容は、民生委員さんに知っていただきたい内容と、広く知っていただきたい内容とあります。チラシや民生委員さんの活動内容等をぜひ見ていただきたい情報もあるので、運用については検討させてください。

○江原会長　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○木村委員　事業のことというか、この計画の指標のことでお願いなのですが、前回の専門分科会の中で、アウトプットからアウトカムに変えてこられたっていうことで、皆さんが多分一生懸命頭を悩ませながら計画をされてこられたと思います。例えば今説明いただいた成年後見制度利用促進事業については、令和７年度の評価の中で課題として、関係機関の連携に課題があることを認識されているんですが、令和８年度も目標がその課題を踏まえたものではなく、つながっていないように見えてしまいます。課題を踏まえて、次年度の計画があり、目指す成果指標があるという形になると良いと思いました。まだまだ、アウトカ

ムに変えたばかりなので少しずつ繋がってくるといいかなと思っています。私自身も成年後見に携わっておりますので、団体のみでつながるには限界があり、こういった関係機関でつながるためには、基盤となる行政の支援が非常に大切だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○事務局　　貴重なご意見ありがとうございます。アウトプットとアウトカムの概念につきましては、行政も特に難波市長になってから重点的に考えてるところです。ただ、なかなかそのつながりやアウトカムありきでバックキャスティングをしたときにどうするかといったことなど、見せ方も含め後期実施計画につながるため、常に意識しながら対応していきます。ありがとうございます。

○松浦委員　　市民委員の松浦です。たくさんの資料ありがとうございます。教えてください。今回からアウトカムで成果指標を評価するということで、大体の目標設定が数値化して客観的評価ができるようにするということは「そうなんだ」と思いました。その横に大抵の方が「指標設定をした」という文言が書いてありますが、その設定は市のルールがあるわけではなく、この業務をやってらっしゃる課で決めた内容でしょうか。

○事務局　　ご質問ありがとうございます。今回につきましてはそれぞれの業務を所管している所属にて、成果指標を立てる背景について「指標設定の考え方」という項目のもとで記載をしております。今回につきましては特に統一的なルールがあるわけではなく、設定の仕方については事業の特性もございますので、各課の判断で行っています。ただ、従来の行政的な視点ではなく、市民の方にどんな効果があったのかということを意識した書き方を各課にお願いしています。

○松浦委員　　ありがとうございます。せっかくアウトカムまでやってくださるので、その評価が前回と同じく「何件増えたから良かった」というような数字で出すと結局同じになってしまう恐怖があります。それについてはどのような効果や成果があったのかといったことが、客観的な数字で上がってくると嬉しいなと思いました。大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

○事務局　　ご意見ありがとうございます。説明時にも申し上げましたが、なかなか福祉の分野について、効果について例えば「イベントを開催し、100 人の方にご参加いただきました」ということも一つの成果であり、その後具体的にどう続いていくのかについて示しづらい分野や政策もあり、悩ましいところがあると思っています。ただ、こういった事業自体は、考え方についてはずっと継続していく形になりますので、今いただいたご意見につきましては特に後期の実施計画、次年度以降につきましては、先ほど木村委員の方からもご指摘いただいたように、事業の継続性や考え方を含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

○深澤委員　　ボランティア団体のことなのですが、私も清水地区Ｖ連なのですが、去年度には、市民交流祭りが出ていましたが、今年は街かどクリスマスについて記載があります。清水地区Ｖ連でもホームページを作り、５月から公開をしています。前の資料にある補助金については、また今後のことかとは思いますが、い

つも思うのは、生活は続いているので一年ごとの評価にするというのは難しいですよね。ボランティアの方も年々高齢化が進んでおり、辞める方も結構いらっしゃるのでホームページ作るなどして普及していこうとは思っているのですが、そこら辺がどうなのかなと疑問に思っています。

○事務局　　ご意見ありがとうございます。内容によっては１年単位の成果指標もありますが、今ご意見いただいた通り、中長期的な意味での話というのがあるかと思います。計画の概念のレベルになってしまいますが、地域福祉計画は８年計画でそのうち前半が今年度までの４年間、今後の後期実施計画の策定については廃止する事業を除いて前期の事業を継続する前提です。その事業については、前期の総括をした上で後期の形にします。中長期にわたるという意味の話になると、それが２年が良いのか３年が良いのかというのは難しいところではありますが、一旦評価をするタイミングは計画の中に取り込まれています。個別具体的な話についてはご意見いただければと思いますが、計画の位置づけという意味で申し上げると、まずは単年ごとにはなるんですが、中間見直しという位置づけが前期後期という形でありますので、そのタイミングでそれぞれの事業についての評価はさせていただきます。

○小久江委員　静岡市社会福祉協議会の小久江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。すごくたくさんの資料で本当に大変だなと思います。市の行政の方と一緒に地域福祉を推進していくというところでは同じような視点で見ているところではあるのですが、教えていただきたいのが、避難行動要支援者避難支援制度の推進についてです。文字からだと見えにくいところがあり、私もすべては把握していないのですが、課題や今後の方針にある「名簿を地域に配付する」というのは毎年やっている取組かと思いますが、評価が４になっているので、何かプラスアルファで取り組んだことを教えていただければと思います。

○事務局　　避難行動要支援者名簿について実施目標を「地域に配付した」と設定しており、それに対する評価になるので４としております。ただ８年度の目標もそうですが、名簿を配るだけではなく、それが地域で活用されていることが重要だと思っています。そのため、８年度の目標では、「名簿を活用して避難訓練を行った自主防災組織の割合が 50%」という指標を今回設けさせていただきました。ただ配るだけでは意味がないので、それがしっかり地域で活用されているかということを成果指標として示すという形で、図っていこうと思っています。ただ、そのためにはやはり地域の方に名簿の活用方法をご理解いただかないと訓練はできないので、今年度は民生委員の研修や自主防災組織の会議、個別にオファーがあった自治会等で活用方法に重点をおいて周知をしています。草の根的な活動にはなってしまうのですが、そういった形で名簿を活用していただける地域を増やしていきたいと考えております。以上です。

○小久江委員　ありがとうございます。現状として、どのくらい活用されている自治会様があるのでしょうか。

○事務局　　地域防災訓練を自主防の連合単位でやっているところと、自治会単位でやっているところがあります。昨年度は全体の 13%の自治会が名簿を活用した避難訓練を行っており、目標に対してかなり低い実績となってしまいました。逆に、９割の自治会では名簿が活用されておらず、かなり意識の差があると感じています。地域防災訓練の報告は基本的に危機管理課で集約をしており、昨年度から実施をした自主防災組織に実施報告書の提出をさせているため、それ以前の数字は分かりかねますが、今後は件数を把握していきたいと思います。

○松浦委員　　先ほど上手に意見が言えなかったのですが、前の計画にアウトカムをくっつけただけでは意味がなく、アウトカムを作る目的があり、その目的を達成するためのプラスの仕掛けがそれぞれにあるべきだと思います。昨年度と同じ計画にアウトカムの考え方を付けるだけでは何の変化もしないと思いました。その結果がとても少ない数字だとしたら、それを踏まえ次に何をするのかということが見えてくると思います。それを市だけで取り組むのは大変だと思うので、民間企業や自治会を巻き込み、協力を仰ぐためのツールとしてアウトカムが存在すると、とても効果的だと思いました。ただ苦しむだけでなく、成果を生み、良くなければそのような評価ができて、再アセスメントにもつながるかと思います。せっかくアウトカムを出していただいたので、私たち市民のために使っていただけるとありがたいなと思いました。

○事務局　　ご意見ありがとうございます。評価のところで、実際にイベントを実施して参加者が何人で、満足度がどうであったか、どういった課題がそこで出てきたかといったことについて、今後は分析が入ってくるかと思います。その中で足りていない部分は次回こうやっていこうというようなＰＤＣＡサイクルを回すことが重要だと思いますので、表の見せ方も変えていく必要があると思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○江原会長　　ありがとうございます。他にないようでしたら、次の議題もございますので、ここで一旦区切らせていただきます。続きまして、「第４次地域福祉計画後期実施計画の策定について」説明を事務局からお願いします。

［審議事項］
第４次地域福祉計画後期実施計画の策定について

○事務局　　引き続き、静岡市福祉総務課の田代です。よろしくお願いします。資料２をお願いします。１ページ目の下段をご覧ください。先ほども申し上げましたが、本計画につきましては、2023 年から 2030 年の 8 年間、全体を前期４年と後期４年に分け、前期が 2023 年から 2026 年、後期が 2027 年から 2030 年となっています。今年度に前期実施期間が終了することから必要な見直しを行い、来年度からの後期実施計画を策定する流れとなっております。次のページをお願いします。皆様ご承知のとおり、今年の静岡市２月議会におきまして第５次静岡市総合計画が承認されました。第４次静岡市総合計画が策定されていまし

たが、本市の取り巻く現況を再分析し、この度、新規策定となりました。資料上段が５次総基本計画の抜粋で総合計画の見直しと策定目的となります。第４次総合計画から第５次総合計画の大きな変更点は、行政目線の計画から市民目線の計画として市民の方々にお示しをするものであり、資料本文記載のとおり政策集型から成果志向型に見直しを行ったものでございます。資料下段をお願いします。今回の５次総の概要となります。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の３つの要素から成り立っています。特に基本構想で定める目指す街の姿が「世界に輝く静岡の実現」から「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」となりました。その基本構想を目指すための計画が基本計画として定められていますが、特に第４次総合計画から大きく見直されたのが第２章から第３章にかけてとなります。特に人口問題や行政経営の点を中心に大きく見直しがされました。第４章にて分野別政策として位置づけられています。福祉分野に限って申し上げれば、現状の課題認識は第４次総合計画を原則的に踏襲しています。本日、委員の皆様に追加資料として配布しました資料２補足資料は、静岡市総合計画上に位置付ける分野別政策のうち福祉分野の抜粋となります。第５次静岡市総合計画の期間は 2026 年度(令和８年度)から 2035 年度(令和 17 年度)の 10 年間となり、実施計画は５年ごと見直しを行うこととなっています。次回の見直しは 2031 年度分からとなります。第４次静岡市地域福祉計画についてですが、本計画に登載されている課題や目指すべき理念「誰もがここで暮らし続けたいと思う地域を目指して」は第５次静岡市総合計画の目指す街の姿「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」、福祉分野における目指すべき未来像「誰もが社会とのつながりと居場所があると感じられる地域の中で安心して心身ともに健やかに暮らすことができる街」であり、同じ方向性を向いていることから、現計画本体の見直しは行いません。計画の期間については、資料２の次のページをお願いします。期間については、元々、地域福祉計画は第４次静岡市総合計画と同期がとれる形でありましたが、第５次静岡市地域福祉計画の中間見直しのタイミングと同期がとれることから、期間についても現行の計画どおりとし、後期実施計画についても４年といたします。第５次静岡市地域福祉計画の策定に向けて検討する段階において、現在の８年間を５年間とするのか、10 年間とするのか、それ以外にするのか諸々を改めて検討させていただきます。これらを踏まえ、資料下段にあります後期実施計画策定方針のページをお願いします。基本方針の基本目標の見直しの有無や計画期間については既に申し上げたとおりです。また、先の前期実施計画の実績報告の際にも申し上げましたが、第５次静岡市総合計画による見直し内容を踏まえ、後期実施計画についても５つの基本目標のもとに 14 の取組の視点に基づき対応していくことに変わりはありませんが、改めて各事業を実施する背景を掘り起こし、現状に合わせて見直しを行った上で、単なる政策集型ではなく、成果志向型への指標設定とする見直しをしていきたいと考えています。先ほどご意見をいただいた業務の連続性

等についても、意識しながら素案策定をしていきたいと考えています。最後のページをお願いします。下段の後期実施計画策定スケジュールについて説明します。後期実施計画は、静岡市地域福祉計画本体を具体的に補完するための市としての公式の計画となります。市の公式計画については静岡市議会に完成された状態で報告する必要があります。来年の２月議会にて報告することとなり、正式な議会日程が発表されていない状況ですが、例年の日程を踏まえると令和９年２月初旬には完成した計画を議会に報告資料として提出する流れになります。逆算すると令和９年１月下旬までには本分科会にて最終的な承認を得ておかなければなりません。したがって、通常よりもタイトな日程で作業を進める必要があります。以上のことから、後期実施計画策定に関しては第２回の分科会までに素案をお示し、その際に頂戴したご意見等をもとに、年内までに原案に近い修正版の素案をお示しし、年明けにご承認いただき完成することを目指してまいります。説明は以上となります。本計画については社会福祉協議会が策定する計画と両輪で動いていくため、指標設定や考え方等については、社会福祉協議会で行われている作業部会や委員会等とも方向性を合わせていきますが、スケジュール感については社会福祉協議会より行政の方が早くなると想定しています。本日は全体の流れと大まかな方向性を説明いたしました。どうぞ、よろしくお願いします。

○江原会長　ただいまの説明についてご意見、ご質問等よろしくお願いします。

○黒澤委員　民生委員をやっていると地域の方から様々な相談をされます。地域福祉とは少し違うかもしれませんが、大雨の際に、よく坂の途中にある家庭に水が上流から流れてきて夜中寝ていられないという話をよく聞きます。そういった相談を受けたとき、重層的支援体制整備事業に組み入れられるかどうかが疑問です。そういった話はどこへもっていけばよいのでしょうか。

また、大雨の際に９件程の家が車をどこかに移動しなくてはならないという悩みをもっています。床上まで水は来ないのですが、令和４年の台風 15 号の際には床上浸水をしたと聞いています。心配事をなくすためにどういった所に話を持っていけばよいのか教えてください。今後の計画にも入れてほしいなと思います。

○事務局　ご意見ありがとうございます。地域で生活をしていく上での大雨等の風水害の話かと思います。まず、重層的支援に紐付けられないかということに関しましては、担当が安心感がある温かい社会推進課となります。重層的支援の位置付けは、社会的孤立をしている方で地域包括支援センター等の既存の福祉に関する様々な拠点になかなか結びつかない方を対象としており、複合的な要素を持っている方々にどうアプローチをしていくかという形のため、今回ご提案いただいた内容は案件から外れてしまいます。その上で、風水害が起こった際の車の移動や家の立地の関係で水が停滞してしまうといったお話については、今この場で具体的にどこの部署の所管であるか明確に申し上げにくいところがあります。災害のどこに起因するかにより、部署が変わるため、こちらにつきま

しては、関係部局が各区の地域総務課なのか、危機管理課なのか、排水溝の関係であれば道路部門になるのか、どこに課題があるのかによって根本的に解決するための策、アプローチ部分が変わります。市民の方からすると、それを一元化してほしいといった思いもあると思いますが、この場で回答ができかねますので、確認をして後日回答をさせていただきます。

○事務局　　補足情報です。先ほどのお車の話ですが、先ほど低い土地にある車が浸水してしまうという話がございました。市でパチンコ店の立体駐車場を借りて、災害時にそこに避難ができるという策を謳っておりますので、詳しくは危機管理課のホームページをご覧いただければと思います。

○末吉委員　　資料1－3に戻るんですが、令和８年度に事業を廃止しているものがたくさんありますが、なぜそのような経緯に至ったのかを教えていただきたいです。例えば、No.２市民活動支援システム活用事業についてアクセス数がそんなに減っていないのにいきなり事業が廃止されていたり、パパトークについても廃止となっていたりします。子育て系の事業が多く廃止している印象がありますが、経緯を教えていただけたらと思います。

○事務局　　ご質問ありがとうございます。今ご指摘いただいた内容は全て福祉総務課の所管外の業務のため、廃止に至った経緯はこの場では分かりかねます。ただ、恐らく、予算や各事業の統廃合等の関係であるかと思います。前期実施計画に掲載している事業について、今後新しく始める事業がそれに代わるものとして後期実施計画に載ってくることも想定しています。これだけ見るとすべてをやめてしまったかのように見えますが、後期実施計画の策定の際に統廃合した結果、新たな形でリニューアルという事業もございますが、厳密には回答しかねます。廃止となっている事業の個数は結構あり、４年というスパンの中で事業をＰＤＣＡの中での統廃合なのか、効果があまりなかったのか、逆に一定の役割を終えたから行政の手から離すのか、考え方は色々あるかと思いますので、関係課に一度確認をさせていただければと思います。

直接の所管課ではございませんが、それこそNo.2の市民活動のここからネットにつきましては、ホームページを作成する裏側のソフトやＯＳのバージョンが古く、サポート切れということがあり、その更新をすると何百万という費用がかかります。セキュリティの関係含め、ホームページを作るだけならそんなにお金はかからないのですが、行政では、どうしても外部からの攻撃を防ぐためのセキュリティ対策にそれなりの費用がかかり、その費用対効果や全体的にソフトウェアの価格が円安によって高騰しており、そういった事情を踏まえて今回統廃合されたと認識しています。それ以外の事業については各課に確認をし、別途回答をさせていただきます。

○末吉委員　　今年からいきなり男女共同参画という言葉がなくなったことに衝撃を受けたのですが、その点は福祉の現場でどうしてこのようになったのか知りたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局　　ご意見いただきましたところは、おそらく今年の３月までは「男女共同参画・人権政策課」という部署名だった課が、全くその痕跡が残らない部署名になったということをおっしゃりたいのかと思います。組織のあり方につきましては、当課において課名が変わった理由を存じ上げているところではございませんので、一旦持ち帰らせていただきます。ただ、この件につきましては確認して明確に回答をいたしかねる場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

○事務局　　今ご説明したとおり、課名の変更は何かしらの意図があって行っており、特に今回の男女共同参画につきましては、社会的包摂ということで、大体毎年組織機構改正をする時には、定例会見でこれを目的にこうしましたという説明をしますので、当時の資料と経緯を調べてまた後日回答をさせていただきます。よろしくお願いします。

○江原会長　　他はいかがでしょうか。特にご質問等はなさそうなので、この後期実施計画の策定についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは続きまして報告事項の方になりますが、重層的支援体制整備事業の実施計画について、事務局から説明をお願いします。

［報告事項］
重層的支援体制整備事業実施計画について

○事務局　　安心感がある温かい社会推進課の武田と申します。私からは報告事項といたしまして、重層的支援体制整備事業実施計画についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

重層的支援体制整備事業と事業名が長いものですから、以降は重層事業という形で略させていただきます。実施計画の内容に入る前に、重層事業について簡単にご説明をさせていただければと思います。資料3－2の３ページ目をご覧ください。図を上の方に載せているのですが、重層事業は五つの事業から成り立っております。中心のピンク色の四角で囲っております包括的相談支援事業というところからお話をさせていただければと思います。こちらの事業は地域包括支援センターなどの市民からの相談を受け取るという役割を担っております。図の上の方にあります地域づくり事業というところが、本市のＳ型デイサービスや子育て支援拠点など地域の中で市民の参加の場となる活動やそういったサポートを行う事業になっています。図の下のところに３つ事業が書かれておりますが、青い部分の多機関協働事業、緑色の参加支援事業、黄色のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業が、重層の事業によって新たに創設された事業です。多機関協働事業では、複合的な問題を有する困難事例の解消に向けて課題の整理や役割分担を図りまして、参加支援やアウトリーチ支援では重層の会議の中で必要性があると認められたものに対して、対象者に直接的な働きか

けを行っています。重層事業では、これらの事業が連動して支援体制を整えるということを目的として取り扱っています。

実施計画に話を進めさせていただきますので、資料3－1のスライド１枚目をご覧ください。本市は重層の事業を令和６年度から本格実施しておりまして、同時に単年度の計画という形で、重層事業実施計画を策定してきました。昨年度、第１回目の分科会では重層事業の取組や実績の報告をさせていただき、１月に実施をしました第２回分科会では、審議事項という形で実施計画の見直しについて委員の皆様からご意見をいただいたところです。いただいたご意見を踏まえ、今年度の計画を策定したので、そちらの報告を振り返りという形でお話させていただきます。

見直しの背景や前回の分科会での検討事項をスライドの１枚目の中段辺りから２枚目にかけてまとめております。まず、実施計画の見直しの背景ですが、重層事業実施計画において、当初国は必須の記載事項というものと、重層事業開始時では、任意の記載事項というものの２つに分けて整理をしておりました。必須の記載事項についてはスライド１の下段の左側にある４つの項目のとおり決まっており、令和６年度の策定時点から計画に盛り込んでおります。しかし、右側に記載の任意の記載事項については、令和６年度から７年度の計画には盛り込むことができておらず、今年で重層事業開始から３年目を迎え、事業開始時から期間が経過しているという中で実施目標や、事業評価見直しに関する項目を盛り込むべきということで計画の見直しに至りました。また、昨年度には、国から事業の評価や検証を行うように求められるようになり、重層事業を取り巻く状況も変化をしてきているということも見直しの背景としてありました。

スライド２ページ目に進みます。前回の分科会では、改正のポイントとして、大きく３点、実施目標の設定、成果指標の設定、計画の見直し時期について、本市の考えや案をお示しして、皆様からご意見をいただいたところです。まず、実施目標ですが重層事業の実施計画について、社会福祉法という根拠法令の中では地域福祉計画等、他の計画との調和が保たれたものでなければならないといった旨が記載されています。そのため、事業の実施目標と地域福祉計画の目標や視点から逸れることのないよう、地域福祉計画の記載をもとにしながら、実施目標を設定することとしました。目標として設定した内容は後ほどご説明をさせていただきます。続いて評価指標ですが、こちらも地域福祉計画と関連をさせ、地域福祉計画の前期実施計画の内容をもとにしながら、重層事業実施により得られた成果や効果を確認できるような内容を設定するよう、三つの指標案を前回お示ししたところです。指標案の一つ目としては、支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合というものを示しました。こちらは令和９年度以降に実施計画に反映できるよう、令和８年度中に関係する支援機関にアンケート調査を行うという形でご説明をしました。二つ目は多機関協働事業における相談受付数や、会議の開催数の統計を活用した指標を説

明しております。三つ目は、関係課が所管する事業の目標値に対する達成状況に関する指標を挙げておりました。二つ目、三つ目については、今年度の実施計画に反映をしましたので、後ほどご説明させていただきます。重層事業実施計画の見直し時期について、計画見直しは毎年行うこととして、実施目標などの大きな部分については、地域福祉計画の見直し時期と合わせるようにという形でご説明をいたしました。資料中には前回の分科会のとおり４年という形で記載をしておりますが、地域福祉計画との整合が保たれるように、タイミングを合わせていくというところで現在考えております。まずここまでが前回の内容です。

資料を１枚めくっていただき、裏面のスライド３をお願いいたします。こちらからが今年度反映した内容ということで、上に主な改正点をまとめています。スライド３枚目の中段辺りの事業の実施目標からお話をさせていただきます。こちら前回の分科会でお示しをしたとおりの内容を設定させていただきました。本市の地域福祉計画の基本目標２の中に「寄り添う～しくみづくり～」という項目が定められておりますが、その項目に位置づけられている取組の視点をそのままの実施目標として定めたものです。資料中では黄色の枠で囲んだ部分になりますが、「複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような 8050 問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。」という内容を重層事業の実施目標に盛り込んでいます。

続いて評価指標についてスライド４ページ目をお願いいたします。評価指標については、当課が所管をしております多機関協働事業等における指標と、庁内関係課が所管する関連事業に関する指標に分けております。そのうち当課が所管する事業に関する部分について、指標①から③の三点、今回策定をさせていただきました。指標の一つ目ですが、「多機関協働事業に寄せられた相談に対し、何らかの支援につなげた割合」という形で設定しています。こちらの設定理由ですが、重層事業における多機関協働事業は、支援者支援という機能をもっており、複雑化・複合化した問題の整理や複数分野・機関の連携に向けた調整という役割を担っております。地域包括支援センター等の相談支援機関から困難事例の相談を受け、重層的支援会議の開催や適切な支援機関に結びつけるといった問題解決や問題の軽減に向けて何らかの支援を行うものとして指標を設定しています。令和７年度には多機関協働事業に相談が寄せられた 17 件の相談全てに対して何らかの対応や支援を行っており、目標値の 100％を維持するという形で設定をしております。指標の二つ目になりますが、「重層的支援会議または支援会議を開催した事例のうち、終結とした事例の割合」を設定しています。重層的支援会議は、令和５年度、事業の本格実施の１年前に駿河区をモ

デル地区として開始し、令和６年度の本格実施から葵区・清水区にも拡大をしております。複雑化・複合化した問題を有する困難ケースを取り扱うため、なかなか終結とすることが難しい事例も多くみられています。しかし、会議を重ねる中で、対応すべき課題が整理されて、支援体制の構築や問題解決に至ったという形で終結とできる事例も昨年度頃から見られるようになりました。前回の分科会の中で、終結事例の割合に関する質疑や、支援の出口が必要ではないかといったご意見をいただきました。会議の効果や事業の進捗を数値として確認するために、このような指標を今回設定させていただきました。令和５年度のモデル事業開始以降、令和７年度末までに、28 件の事例に対して会議を開催し、そのうち令和７年度末時点で９件が終結となっております。割合としては、32.1％となっておりまして、これを上回るという目標値を定めております。ただ数値として達成・未達成を図るのではなく、会議開催事例に対して終結事例の割合が減少した場合には、終結できなかった原因はどのような点だったのか、どのような困難性があったのかというところを振り返り、会議の進め方や個別事例に対する課題整理の方法も併せて考えております。

資料は次のページ、スライド５枚目をお願いいたします。指標の三つ目ですが、こちらは多機関協働事業から少し離れまして、「参加支援事業における受入先の確保に向けた関係機関、企業、団体への働きかけ」というものを設定しています。こちらについても前回の分科会での意見を踏まえたものとして設定しておりますが、多機関協働事業に寄せられる相談の中には、この制度の狭間に陥っており、既存制度によるサービスの利用や社会参加の場の確保が難しいといった事例も見られます。そのような事例に対して、受入先の確保に向けた新たな参加の場の確保が必要であることから、このような指標を設定しております。これまで参加支援事業では、支援対象者本人に直接働きかけるという側面が強く、受入先の確保に向けた取組は今年度から実施をしているという内容になります。そのため、どのような主体から協力が得られるのか、設定時点ではわからない部分もありましたので、量的な目標値は設定せずに「実施」という形としております。まずは、どんな主体に働きかけて、どんな結果になったのかという取組自体の評価ということを考えております。

続いて関連事業の目標と評価指標についてですが、冒頭の説明のとおり、重層事業は図で示している５つの事業で構成されています。包括的相談支援事業と地域づくり事業には、複数の所管課が実施する様々な事業が含まれております。それらについても目標値とその達成度を把握することで、事業全体の進捗状況が確認できるものとして捉えまして、計画に盛り込ませていただきました。今回配布をしております資料 3－3 が、重層事業実施計画の別紙となっており、関連事業の一覧と合わせて、各事業の目標等を掲載しております。こちら資料 3－3 に書いてある関連事業は地域福祉計画の実施計画から抜き出しておりますので、先ほど（地域福祉計画に関する審議の中で）いただいたようなご指摘を踏まえ、今後見直しも必要になると認識しております。最後のスライドに

移ります。前回の分科会の後、庁内関係課から構成される庁内連携会議でも実施計画の見直しについて検討いたしました。「関連する事業の関係性に着目して評価指標を設定すべき」という意見や、「他の分野の従事者にとってもわかりやすく共有しやすい指標の設定が必要ではないか」という意見が挙げられました。前回分科会の際に、評価指標の案として提示をしました「重層事業の実施によって、支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合」と併せて、今後の実施計画に反映できるよう、庁内関係課を交えて今後検討していくよう考えております。最後になりますが、資料中、下段の国の動きについて、今年の６月に社会福祉法改正に関する通知が発出されています。重層事業実施計画についても触れられており、今後、支援関係機関の機能強化に係る目標に関する事項や支援関係機関相互間の連携促進に係る目標に関する事項といった項目が定められることとなっております。令和９年度以降の重層事業実施計画については、このような国が示す指標もあわせて反映できるように進めていく予定です。以上で重層事業実施計画に関する報告を終わります。ありがとうございます。

〇江原会長　ありがとうございます。それではただいまの説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

〇深澤委員　「目標値：100％を維持」とありますが、令和７年度は 17 件の終結があり、それで 100％ということですか。終結というのは、具体的にどういうことでしょうか。利用者に様々なサービスが入り、幸せだと言っているということでしょうか。

〇事務局　今の 100％維持のところで測り方が違ってた部分もあるので、そこも少し修正しながらご説明させていただければと思います。「100％を維持」というのは終結した割合ではなく、昨年度受けた相談に対して、そのままにしておらず、何かしらの答えを返した割合を示しています。例えば、地域包括支援センターから寄せられる相談の中には、高齢者が住んでいる世帯で、そこに障害のあるお子様が住んでいる 8050 世帯があり、そのお子様への支援になかなか入れず、その原因として手帳をもっていないなど、複合的な課題を有していて制度の狭間になってしまうといった事例が見られます。そこに対して地域包括支援センターで高齢の方がいる世帯だから頑張ってくださいというのは無理があると思うので、例えば手帳を取得するためにどういった機関で支援ができるのか、そこに対して相談してくださいと促すだけではなく、こちらからも支援機関に対して力を貸していただけないかと相談し、支援機関と包括を結びつけるといった対応を行っています。また、抱えている問題がより複雑な場合には、先ほど申し上げました重層的支援会議という、重層事業の中で実施している会議体を活用しています。関係する支援機関の方や、そこに対してアドバイスができるような方に参加を求め、皆さんで問題点を出し合っています。１個１個の問題を挙げていくとかなり数が多いですが、それを分類していくことで対応策が見えてきて、そこで対応すべき課題を整理し、対応した結果どうであったかを振

り返り評価していくといった会議を実施しております。他の機関に繋いだり、会議を活用しながら問題解決に結び付けていくといった何らかの対応を行っているということを100%維持という捉えで設定しています。

二点目の、終結の判断についてですが、もちろん問題が全て解決したら終結とするのが一番望ましいとは思いますが、重層事業で実施をしている会議体では、支援体制を作っていくことを目標に設定しており、問題がすべて解決するまで実施を継続するという会議体ではないという整理をしています。なので、ある程度の問題が整理され、解決していく中で、例えば、地域包括支援センターと子育ての分野はなかなか一緒に動く機会は少ないと思いますが、どんな場合にはどちらが役割をもち、どこまでができる範囲なのかということをみんなで分担することで、連携するチームになっていくのかなと思います。そういったチームが整ってきて、お互いにどこの分野までは自分のところで、ここからはあなたのところで協力しましょうという役割分担ができるようになったところで、この会議は終結としております。なので、何かしらの問題はまだ残っているけれども、そこに対応できるような支援チームができたというところで会議を終了にしているものですから、その終結できる支援チームが出来たというケースを増やしていくことを一つの指標として考えております。すみません長くなりました。以上です。

○深澤委員　ありがとうございます。ではそのチームができても、また何かしらの問題ができたらそこに相談することができるということでしょうか。その都度モニタリングもしてくださるということですよね。

○事務局　そうですね。おっしゃるとおりでチームができて終結をするという中で、やはり複雑な問題を有しているご家庭のため、チームができても、また新しい別の複雑な問題が出てきてしまうということもあります。そういった場合には再度、重層事業の会議を再開し実施しています。これまでのケースを見ていくと、終結になるまで１，２年とかかるような場合もあります。２年の会議を経る中で多かったもので約10回モニタリング会議を行い、その都度、前回立てた対策がどうであったのか、それがうまくいったのか、うまくいかなかったとしたら、別の手段でどんなものが取れるのかといったことを支援チームの中で考え、次回までにはどのぐらいまで実施をするのかといった目標を立てながら実施をしている会議なので、モニタリングも定期的に行っています。

○江原会長　他にいかがでしょうか。お願いします。

○松浦委員　このスライド５の中に、「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」と赤字で書いてあり、右の図に地域づくり事業と書いてあるのですが、先ほど出てきたS型デイサービスや子育て支援センターの他に、どのようなものがあるか。資料３－３別紙が地域づくり事業ということでよろしいでしょうか。

○事務局　おっしゃるとおりです。資料3－3の別紙の前半部分が、「包括的相談支援事業」、後半部分が「地域づくり事業」の一覧という形でまとめております。特に、介護予防事業の中に具体的な事業としてＳ型デイサービスやしぞ～かでん

伝体操というものが入っているという形でして、それぞれ各所管してる部署が違うものですから、このように分けて記載をしております。

○松浦委員　重層事業における地域づくり事業の役割について教えてください。

○事務局　重層事業で最終的に目指しているものが、地域共生社会の実現をするために包括的な支援体制を整備するということであり、その包括的な支援体制を整理するための一つの手段が重層の事業という形で整理がされています。その中で地域共生社会とは、誰もが役割を担っているということや、誰もが支え手にもなり、支えられる側にもなるといった社会を指しています。地域づくり事業の中には様々な活動がある中で、地域に住んでる方々が参加者にもなれば運営する側のスタッフになることもあり得ると思います。特にＳ型デイサービスがイメージしやすいかと思います。この地域づくり事業では参加者の中で困りごとを持っている方を見つけたりですとか、逆にこれまで地域の中でなかなか参加する場がなく困ってしまっていた方が、様々な事業を経る中で、例えば包括支援センターに相談が繋がり、包括支援センターから地域づくり事業の特定の事業を紹介されたり、地域の中で孤立をしてしまっていた方がアウトリーチ支援で関係が作れて、参加支援事業によって地域の活動に結びついていったりといったことがあります。そういった地域の中で困りごとをもっていた方が、今度は支える側にもなるといった地域の中の場が地域づくり事業にもつながると認識をしております

○松浦委員　ありがとうございます。よく分かりました。一点お聞きしたいのですが、スライド５の図の中で、地域づくり事業の矢印に相談・発見すると記載があります。重層支援は複合化した多岐にわたる課題をもった人を１ヶ所で多機関が連携して解決しようということだと思うので、とても大変なケースが上がってくると認識しております。何が言いたいかというと、この地域づくり事業に来られる人たちは、ある一定落ち着いてきて安心できる場所を作ることができており、困った時には誰かが気付いて、支援につなげられる人たちだと認識しております。本来は、それ以外の人たちが大変な困難な課題を抱えていると思います。そうすると、前回出口の話をして、今回は入口についての話なんですが、本来入り口は、安定した人たちから来るのは、包括や子育て支援など絶対数としては複雑化しないような環境に置かれた人が参加する事業だと思っています。例えば、先ほど発表していただいた「こども食堂交流事業」のアウトカムが「安心できる場所があると感じているこどもの割合が増加する」と設定されており、本当に素晴らしいと思いましたが、こども食堂みたいなところの方が、課題を抱えている人が多くいて、そこで近くの大人が気付いて、相談をかけて、重層となるなど、拾う場所が地域福祉計画の事業だと思うので、そことの連携についてはどう考えているのか教えてください。

○事務局　入口についてのお話をいただきました。もちろん地域づくり事業からも発見されるケースを想定していますが、５つの事業に絞って記載しているため分かりづらいですが、これら以外にも各種福祉制度の中で実施をされる、介護保険

や障害福祉サービスももちろんですし、先ほど言ったようなこども食堂などから包括的相談支援事業に位置付けられている事業の窓口に相談をいただいて把握をするということも想定をしております。そのため、入り口を地域づくり事業に限定しているわけではなく、どこからの相談であっても、こちらとしては一旦それを受け止めると整理をして実施をしているところです。

○松浦委員　受け止める体制は素晴らしく出来上がっていると思うので、出す側がそういう場所があることを知るといった啓発もこの事業の中では大切なことだと思います。アウトカムにそういう目標を入れてほしいとお伝えいただくと横のつながりができると感じました。

○事務局　ありがとうございます。啓発というところで、実は昨年度今までの取組と少し変えて実施したものとして、これまで重層事業に関する研修事業は福祉機関の皆様に対して、重層会議がどういうものであるかの周知を行うのがメインでしたが、静岡市の庁内関係課に限られますが、住宅や環境、人権関係など福祉の部局と離れるようなところにもお声掛けをさせていただいて、こんな事業をやっているんだということと、福祉的な支援の必要性に気がつくための視点を持っていただくような研修を実施させていただきました。啓発としてそのようなこともやっているということもご報告させていただければと思います。

○末吉委員　ありがとうございます。私は子育て支援センターよしよしを運営しておりまして、この重層的支援が始まってから、各課連携が強まったことを実感しております。ありがとうございます。子育て支援センター自体はこども未来課で、昨年からこども家庭福祉課が実施している研修に、子育て支援センターの職員が参加するようになり、こども家庭福祉課の関係者の方と顔見知りになれたことも実感できます。私たちの子育て世代の相談がここで言う地域づくり事業の一環なんですが、そこで、住宅や障害の問題など多岐にわたる相談を受けるのですが、それも色んな課がつながりをもって支援していることを感じておりますので、そこをお伝えしたいと思いました。

○江原会長　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。他に特になさそうなので、重層的支援体制整備事業についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこれで本日予定されていた議事は全て終了になります。皆様にご協力いただき無事審議を終えることができました。それでは事務局にお返しいたします。

○深澤委員　すみません全体的なことなのですが、自治会に加入している方がすごい少ないじゃないですか。このプランは市民目線、市民ファーストなのはとても良いことだと思います。今までの上から目線というよりは、少しは頑張ろうというのはとても良い案だと思うのですが、根本的なところで自治会に入っていない人も市民なので、ここだけの話ではなく、そういった人たちにも自分も市民だから頑張ろうと思ってもらえるような体制が必要だと思います。この計画はすごく良いと思うのですが、計画自体見ない方も多いと思うので、根本的な土壌をレベルアップするという案も考えていただきたいと思いました。

○江原会長　　ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

○事務局　　委員の皆様長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。それでは事務局から一点ご連絡させていただきます。次回の専門分科会の開催時期ですが、今年度は地域福祉計画の実施計画の策定の年ということでございますので、先ほど事務局から説明させていただいたとおり、多めに開催させていただければと思います。その都合上、次回につきましては 10 月頃を予定しております。開催日時につきましては、委員の皆様に改めて出席の依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして令和８年度第１回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和８年度　第１回健康福祉審議会地域福祉専門分科会　質問・意見への回答票

	審議事項	審議事項	質問・意見	質問・意見等	回答	所管課
1	2	第４次地域福祉計画後期実施計画の策定	①大雨での際に、よく坂の途中にある家庭に水が上流から流れてきて夜中寝ていられないという話をよく聞く。そういった相談を受けたとき、どこへもっていけばよいのか。 ②大雨の際に９件程の家が車をどこかに移動しなくてはならないという悩みがある。令和４年の台風15号の際には床上浸水をしたと聞いている。心配事をなくすためにどういった所に話を持っていけばよいのか教えてほしい。 （黒澤委員）	質問	①リアルタイムでの即時性の高い場合は、危機管理課または各区地域総務課の防災・防犯係に連絡いただければ状況をお伺いします。(内容を踏まえ、関係部署につなげていきます) 平時において今後への対応が必要な場合については危機管理課にご相談いただき、内容に応じて(排水路整備、雨水管の改善、河川改修等)関係部署に引き継いでまいります。 ②危機管理課に相談していただければ、相談者の状況に応じて案内させていただきます。	危機管理課 各区地域総務課 建設局担当課
2	2	第４次地域福祉計画後期実施計画の策定	令和８年度に事業を廃止しているものがたくさんあるが、なぜそのような経緯に至ったのかを教えてほしい。（末吉委員）	質問	事業廃止となっている事業は複数ありますが、現在、市全体として、行政需要や社会環境の変化を考慮した必要性や効率性の観点から、効果の小さい取組の廃止や実施内容・実施手法の見直しを進めており、その中で、事業の統廃合や事業実績に基づく事業全体の在り方の再検討を行っています。 廃止事業の多くは、情報発信(広報・普及啓発)に関する事業となります。情報発信の在り方については特に、全市的な整理・見直しがされているところであり、各個別事業についても都度、見直しを行った結果と認識しています。 【専用HP事業】 これまでの事業に関する普及啓発事業の手法の1つとして専用のHPを作成して周知してきました。 一方で福祉分野に限らず、様々な特定事業特化型のHPが乱立され、市民側から情報入手の入口がわかりにくい等の課題もあったことから市公式HPにて掲載することの見直しを行った事業や、特化型HPとして一定の役割を担うことができたと評価し、事業終了した事業となります。	関係各課
3	2	第４次地域福祉計画後期実施計画の策定	今年からいきなり男女共同参画という言葉がなくなったことに衝撃を受けたが、その点は福祉の現場でどうしてこのようになったのか知りたい。（末吉委員）	質問	本市の組織機構の改編については、毎年度必要な見直しを行っているものとなります。 男女共同参画・人権政策課の課名変更については、以下の市長記者会見にて説明がなされております。 【令和８年２月17日　静岡市長定例記者会見より抜粋】 令和８年度の組織機構の組織改編に当たって一番の課題は、静岡市はどうしても縦割り行政の弊害が残っているということになります。それをどうするかということですけれども、全庁的に小さな組織があると、例えば、隣の係とも連携しないというようなことが実際に起きてしまっています。なので、小さな組織を統合・再編して、"組織をできるだけ大くくりにする"ということをやります。これは縦の組織です。もうひとつは横のチーム組織です。これを組み合わせるということで結果を出せる市政に変革していきます。全庁的に一課 10 人未満の小さな組織は統合して、再編するということです。 （中略） 男女共同参画についてですけれど、組織名称から課がなくなりますけれども、係は残しますし、それから人数も変わりませんので、そこで男女共同参画に対する取り組みが変化することはないと思います。 男女共同参画、あるいはジェンダーギャップのことをしっかり取り組まないと、良いまちにならないわけです。だから、そこは課の名前を変えることによって、その部分が後退することは決してあってはいけないと思っています。 その一方で、全体を大括りにするということですので、社会的包摂であったり、やはり人権のところというのは、男女共同参画もその中の一つになりますので、名前を大括りにしたというだけですので、取り組みに変化はありませんし、むしろ加速していかないといけない、加速ではなくて、もっと強化していかないといけない、男女共同参画については、もっと強化していかないといけない分野と認識しています。	－